

工事請負契約書、別記、関係様式の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>工事請負契約書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>工事請負契約書</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 工事を施工しない日</u></p> <p><u>工事を施工しない時間帯</u></p> <p><u>〔工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除する。〕</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(略)</p>
<p>工事請負仮契約書</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>工事請負仮契約書</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 工事を施工しない日</u></p> <p><u>工事を施工しない時間帯</u></p> <p><u>〔工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除する。〕</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>別 記</p> <p>(総則)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(<u>工程表及び請負代金内訳書</u>)</p> <p>第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて<u>工程表</u>を作成し、甲に提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、甲が必要と認めるときは、設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成し、甲に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～7条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>別 記</p> <p>(総則)</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(<u>請負代金内訳書及び工程表</u>)</p> <p>第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて<u>請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び<u>工程表</u>を作成し、甲に提出しなければならない。</p> <p>2 (削除)</p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第4～7条 (略)</p> <p><u>第7条の2 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p>

第8～9条 (略)

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定する工事の場合には専任の主任技術者)又は監理技術者(建設業法第26条第3項に規定する工事の場合には専任の監理技術者)、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)

(新設)

(3) (略)

2～3 (略)

4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに

専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、乙が甲に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

第8～9条 (略)

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者(建設業法_____第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の主任技術者)又は監理技術者(建設業法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の監理技術者)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) (略)

2～3 (略)

4 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等_____又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、監理技術者等_____、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適

当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

3～5 (略)

第13～20条 (略)

(新設)

第21条～第51条 (略)

第52条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、設備機器保体の契約不適合については、引渡しの時、乙が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを終えた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

第53条 (略)

(あっせん又は調停)

第54条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第55条～第56条 (略)

様式第6号(第3条関係)

年 月 日

花巻市長

様

請負者 住所

氏名

印

請 負 代 金 内 訳 書

工事番号

工 事 名

工事場所

契約年月日 年 月 日

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

3～5 (略)

第13～20条 (略)

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければなら
ない。

第21条～第53条 (略)

第52条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、設備機器保体の契約不適合については、引渡しの時、乙が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを終えた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

第53条 (略)

(あっせん又は調停)

第54条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第55条～第56条 (略)

様式第6号(第3条関係)

年 月 日

花巻市長

様

請負者 住所

氏名

印

請 負 代 金 内 訳 書

工事番号

工 事 名

工事場所

契約年月日 年 月 日

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

費目	工種	種別	細別	(5)列目以降略

(注) 1. 本書は、発注者が特に必要と認める場合のみ提出すること。

2. 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止___費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。

(新設)

(新設)

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

花巻市長 様
 請負者 住所
 氏名 印
 現場代理人等通知書

年 月 日付で工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、別記経歴書を添えて通知します。

記

費目	工種	種別	細別	(5)列目以降略
直接工事費				
間接工事費	共通仮設費			
	現場管理費	法定福利費	健康保険料	
			厚生年金保険料	
			雇用保険料	
			その他	
		その他		
	一般管理費等			
合計				

(注) (削除)

1. 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。

2. 現場管理費については、内訳として法定福利費(健康保険料、厚生年金保険料(児童手当拠出金等含む)、雇用保険料及びその他)の各項目及びその他の全てについて記入すること。

3. 様式は適宜変更して構わない。

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

花巻市長 様
 請負者 住所
 氏名 印
 現場代理人等通知書

年 月 日付で工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので、別記経歴書を添えて通知します。

記

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	
請負代金額	
現場代理人	
主任技術者	
監理技術者	
専門技術者	

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

花巻市長

様

請負者 住所

氏名

印

現場代理人等変更通知書

年 月 日付で工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人等を下記のとおり変更したので、別記経歴書を添えて通知します。

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	
請負代金額	

新	現場代理人	
	主任技術者	
	監理技術者	
	専門技術者	
旧	現場代理人	
	主任技術者	
	監理技術者	
	専門技術者	
変更年月日		年 月 日
変更理由		

様式第13号 (第10条関係)

経歴書

(現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者)

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	
請負代金額	
現場代理人	
主任技術者	
監理技術者	
監理技術者補佐	
専門技術者	

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

花巻市長

様

請負者 住所

氏名

印

現場代理人等変更通知書

年 月 日付で工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人等を下記のとおり変更したので、別記経歴書を添えて通知します。

工事番号	第 号
工事名	工事
工事場所	
請負代金額	

新	現場代理人	
	主任技術者	
	監理技術者	
	監理技術者補佐	
旧	現場代理人	
	主任技術者	
	監理技術者	
	監理技術者補佐	
変更年月日		年 月 日
変更理由		

様式第13号 (第10条関係)

経歴書

(現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐・専門技術者)

(略)

(略)